

保存期間：10年  
(平成37年末)  
平成27年6月17日

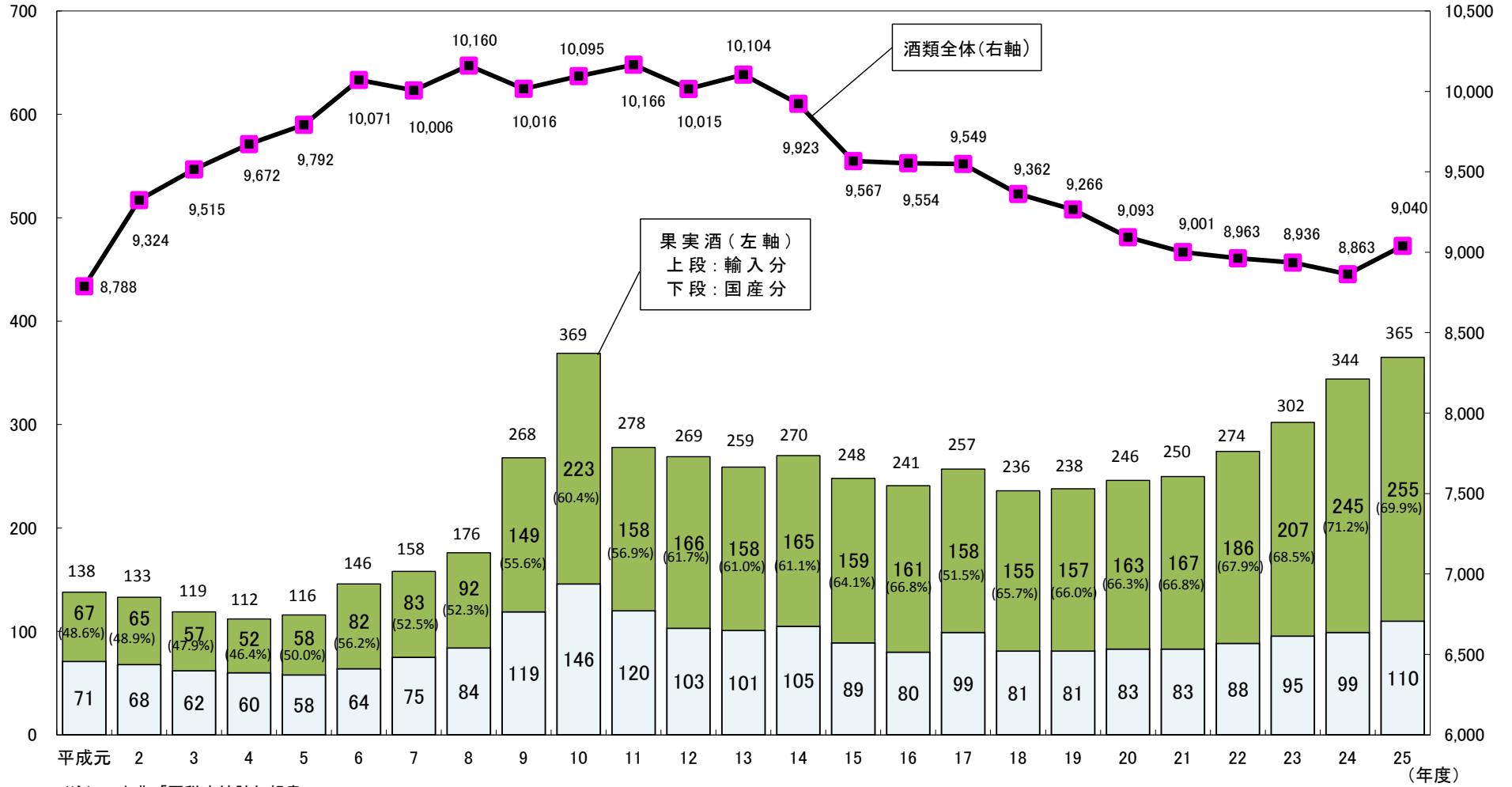
資料	2-3
----	-----

# 参考資料①

# 果実酒の課税数量の推移

(単位: 千kℓ)

(単位: 千kℓ)



(注) 1 出典:「国税庁統計年報書」  
 2 輸入分のかっこ書は、輸入割合を表している。

# 果実酒の製造場数

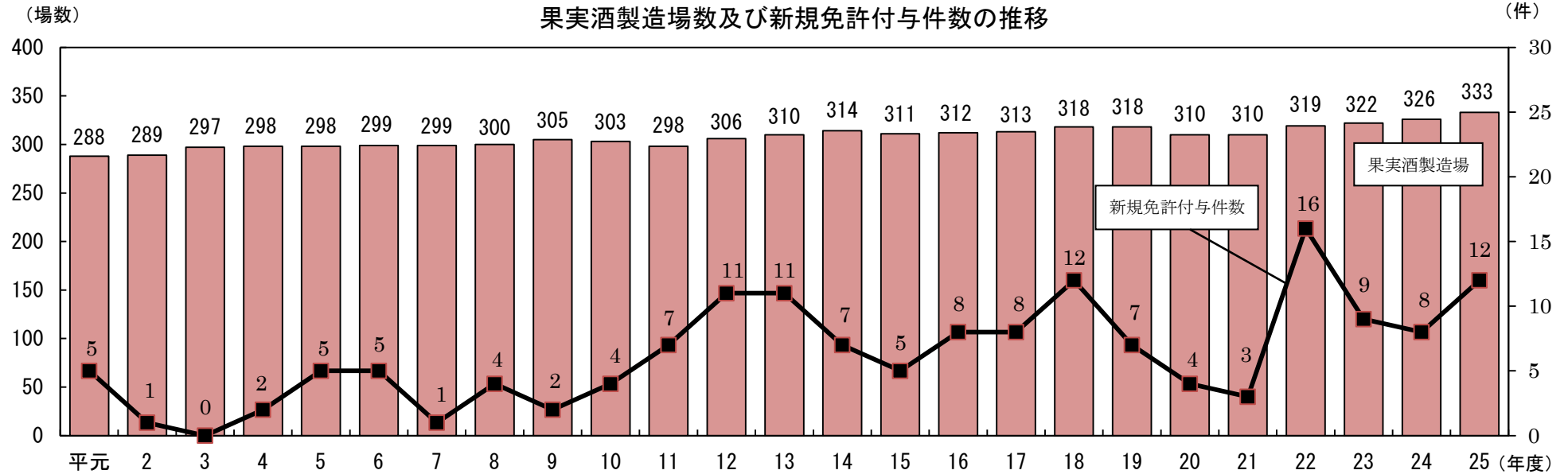
〔製造場数の多い都道府県〕

- 平成25年度の果実酒の製造場数（試験免許場を除く）は、333場であり、近年、増加傾向にある。
- 果実酒の製造場の多い都道府県は、山梨県86場、長野県28場、北海道27場となっており、上位3道県で全体の約4割（141場：42.3%）を占める。

	製造場数	(内大手)	割合	累積シェア
1	山梨県	86 (5)	25.8%	25.8%
2	長野県	28 (1)	8.4%	34.2%
3	北海道	27	8.1%	42.3%
4	山形県	14	4.2%	46.5%
5	新潟県	12	3.6%	50.2%
5	大阪府	12 (1)	3.6%	53.8%
	全国計	333 (11)	100.0%	100.0%

(注1) 「大手」とは、果実酒の課税移出数量が上位の製造者5社をいう。

(注2) 製造場には、試験製造場を含まない。

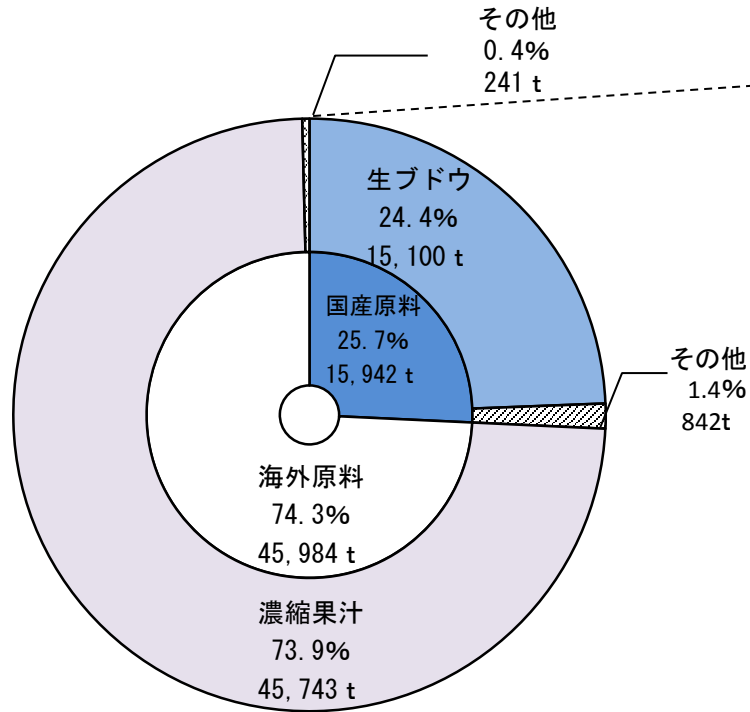


出典：「国税庁統計年報書」等

# 日本のワインの原料構成割合

〔平成20年度〕

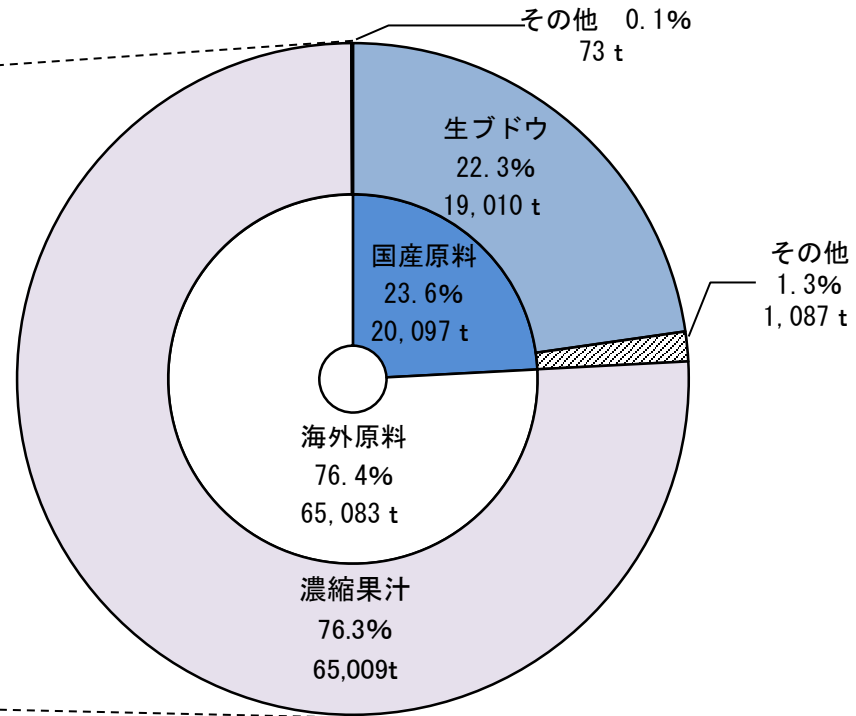
アンケート調査により回答のあった144者



製成数量：82千KL

〔平成26年度〕

アンケート調査により回答のあった176者

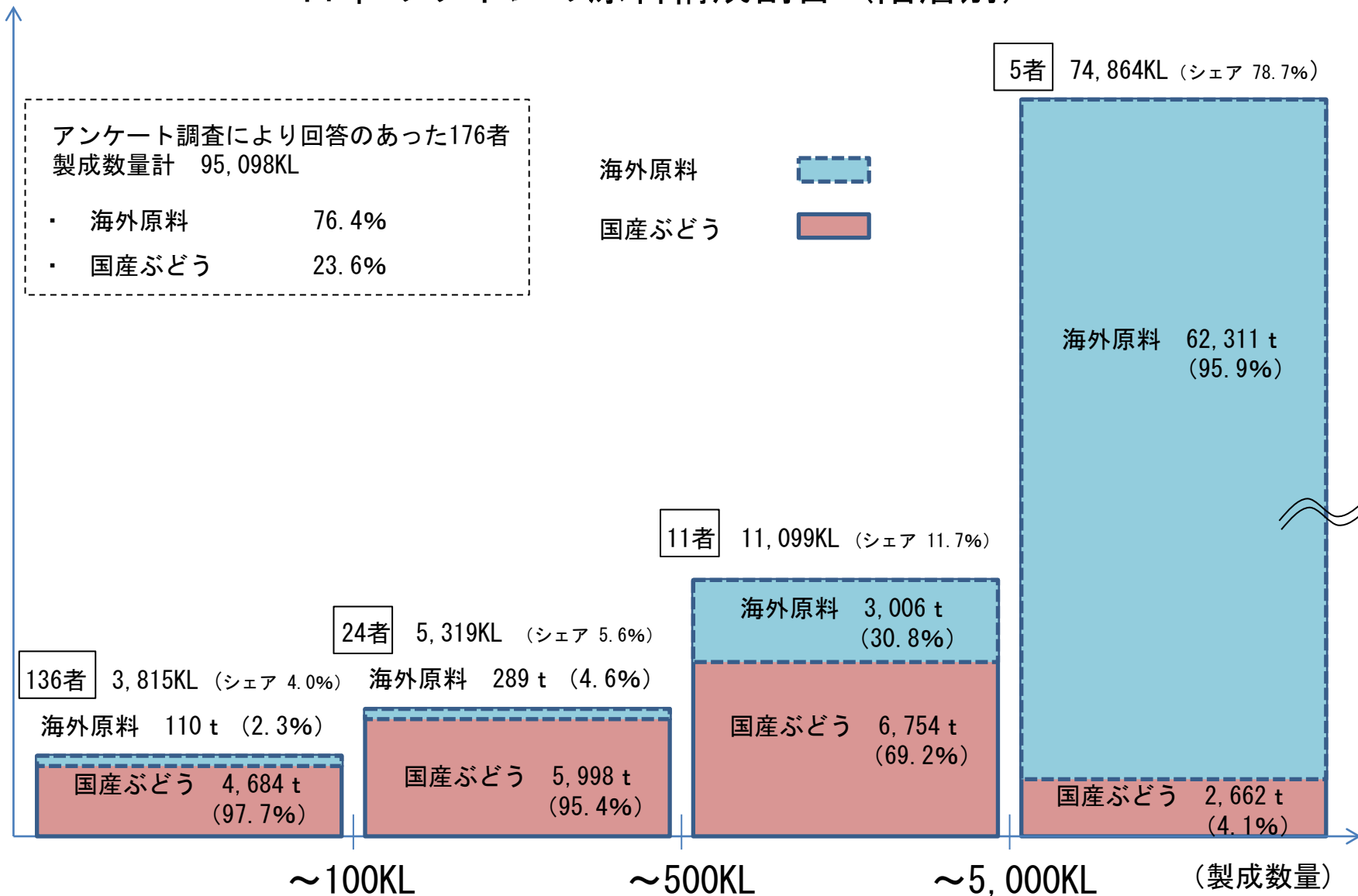


製成数量：95千KL

出典：平成26年度 果実酒実態調査

(注) 製成数量には、輸入ワインを混和したものは含まれていない。

# 日本のワインの原料構成割合（階層別）



出典：平成26年度 果実酒実態調査

(注) 製成数量には輸入ワインを混和したものは含まれていない。

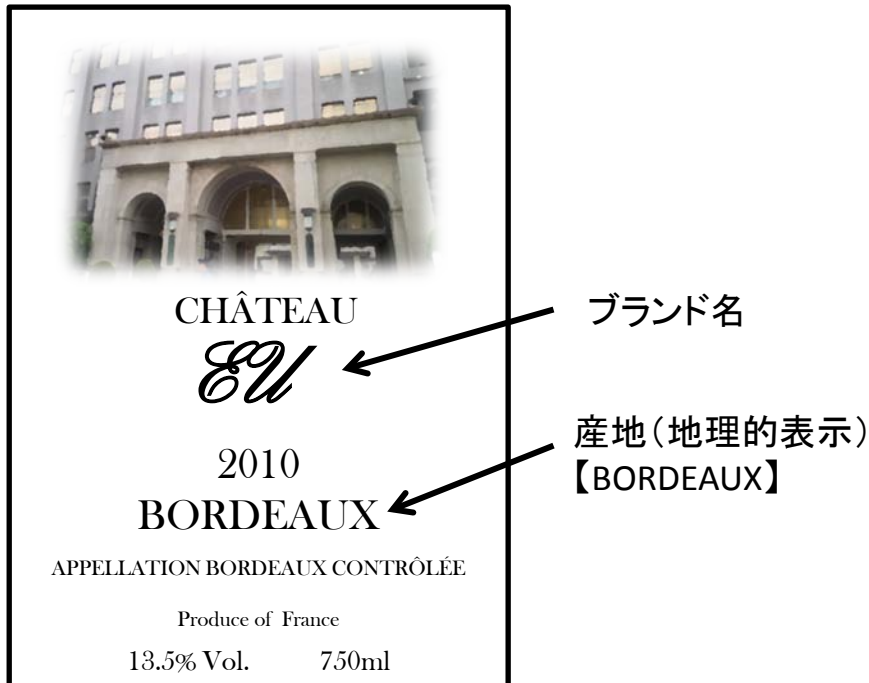
# 外国でワインに産地表示をする場合のルール

## EU

- 産地の表示は地理的表示としてルールが定められており、地理的表示に指定された場合のみ産地の表示が可能。

産地を表示するためには、その産地のぶどうを85%以上使用することが条件。

フランスのワイン表示イメージ



## アメリカ

- 州や郡の名前を表示するためには、その産地のぶどうを75%以上使用することが原則。
- 特定のぶどう栽培地域名を名乗る場合は、事前登録が必要。その場合、その産地のぶどうを85%以上使用することが条件。

アメリカのワイン表示イメージ



# 参考法令

## ○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（抄）

### （酒類の表示の基準）

第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

- 2 財務大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。
- 4 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

### （酒類の表示に関する命令）

第八十六条の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者がその指示に従わなかった場合において、その遵守しなかった表示の基準が、同条第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの（以下「重要基準」という。）に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる。

### （国税審議会への諮問）

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき、又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第八十六条の七の規定による命令に違反した者
- 二の二、三 （略）

## ○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（抄）

### （表示の基準）

第八条の四 法第八十六条の六第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 酒類の製法、品質その他これらに関する事項
- 二 未成年者の飲酒防止に関する事項
- 三 酒類の消費と健康との関係に関する事項